

令和7年度 伊江殿内庭園清掃業務委託仕様書

1 趣旨

この仕様は、那覇市（以下甲という。）が伊江殿内庭園清掃業務委託（以下「本業務」という。）について、契約書に定めるもののほか受託者（以下「乙」という。）が行うべき業務委託詳細を定めるものとする。

2 委託期間

契約日から令和8年（2026年）3月31日まで。

3 履行箇所

伊江殿内庭園内（主庭部を除く）約1900平方メートル ※別紙位置図及び平面図参照
那覇市首里当蔵町2-21-1

4 業務内容

本業務は、伊江殿内庭園の清掃等を定期的及び必要が生じた時に行うものである。

(1) 定期清掃

年4回、文化財課が指定した月に庭園内の清掃、雑草雑木の伐採処分、倒木、折れ枝、枯葉、ゴミ等の撤去処分を行うこと。

(2) 異常等の報告

作業時には伊江殿内庭園敷地で異常がないか確認し、日報、写真等で報告を行うこと。現場で異常等を発見した場合は、担当職員に連絡し、対応すること。

(3) 台風及び緊急時の対応

台風及び緊急時（苦情、視察等）の清掃対応については、文化財課の指示に従うこと。

(4) その他

その他、甲が指示する事項。

5 打合せ

乙は、業務の実施にあたり事前に甲と十分な打ち合わせを行い、円滑に業務を遂行するものとする。

6 暴力団員等による不当介入の排除対策

(1) 請負者は、当該業務を履行するに当たって「那覇市発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書（平成23年1月12日）」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

(2) 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに調査員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力をを行うこと。

(3) 暴力団員等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、速やかに調査員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

(4) 排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに乙と工程に関する協議を行うこと。

7 業務上の注意事項

- (1) 乙は、契約締結後、着手届、配置者届、業務計画書（作業方法、緊急時の連絡体制、安全対策等を記載したもの）を提出すること。
- (2) 乙は、前項で届け出た以外の者を甲の承認を得ないで業務を従事させてはならない。ただし、急病等の緊急な場合を除く。
- (3) 作業中の飲酒・喫煙は固く禁ずる。
- (4) 除草・剪定・伐採した草木は、一般廃棄物として那覇市の指定する搬入先のいずれかで処分すること。また、産業廃棄物があった場合は、廃棄物処理委託契約書及び各許可書（写）を提出すること。
- (5) 安全管理は十分に行い、業務を行うこと。

8 業務の成果物

毎回の清掃完了の度に業務実施前中後の現場写真（同方向から撮影）、作業の実施数量等を作成し、作業終了の報告書を提出する。まとめ方については事前に甲と調整を行うこと。

9 作業管理

乙は、作業にあたっては、文化財の重要性を認識し、既存石垣等を甲の許可なく移動させることや、損傷を与えることが無いように配慮すると同時に文化財の保存に努める。

10 疑義

乙は、本業務の実施にあたり、仕様書等の解釈の疑義が生じた場合、又は仕様書に定めのない場合の事項については、那覇市契約約款によるほか甲乙協議のうえ定めるものとする。

